

徳川斉昭と伊達宗城 (三)

——弘化四年の往復書翰——

河 内 八 郎

本誌前々号、及び前号の二回で、弘化三年の、徳川斉昭と伊達宗城の往復書翰を紹介した。話題の中心は、あらためて指摘するまでもなく「蘭書貸借」の問題であるといつてよい。すなわち、諸外国の接近の急な時期における海防問題、そこで要求される軍備強化、そのための西洋科学技術への関心とその摂取、そして、いわゆる蘭学の導入、蘭書の利用等の問題である。

水戸藩ないし、その藩主徳川斉昭のとつた西洋技術即ち蘭学に対する立場は『水戸藩史料』などに集約された諸史料で、ほぼ明らかになっていると言つてよい。それを一応整理してみると次のようになる。

(1) 天保二年八月十八日、斉昭手書、家老宛。

蘭学者青地林宗の召致をはかる。(『水戸藩史料』上編乾、卷十六附録下及び『同』別記上、卷八)

(2) 天保三年三月四日、青地林宗江戸の史館に招かれ、鱸半兵衛・松延貞雄らを教授。(『同』別記上、卷八)

(3) 天保四年二月二十三日、青地林宗病死。七月の墓碑銘(大槻崇撰)あり。(同前)

(4) 天保四年三月、幡崎鼎、水戸藩に招かれ、のち土籍に列せられ、「海上砲術全書」などの蘭書を訳す。(同前)

(5)天保八年四月、幡崎鼎、長崎で捕われ、翌年十一月、伊勢国薦野藩土方氏へ預りとなり、十三年九月病死。(同前)

(6)天保十年六月二十日、斉昭、前年八月一日草する意見書(「戊戌封事」)を、將軍家慶に提出、蘭学の禁止を説く。(『同』別記上、卷二)

(7)天保十二年五月一日、斉昭書状、老中水野忠邦宛。高島秋帆の徳丸原演習の感想を述べ、又、蘭学書流行を憂う。全国の蘭書を幕府のもとに集めて翻訳し、訳書を配って、原書を焼捨てよ、と説く。(『同』別記上、卷三)

そしてこの間、同じように西洋科学技術に関心を示していた諸大名たちとの交流があった。それは松代藩主真田幸貫、佐賀藩主鍋島齐正(閑叟)、金沢藩主前田斉泰、宇和島藩主伊達宗紀、黒羽藩主大関増業、鹿兒島藩世子島津斉彬、津藩主藤堂高猷らであった。弘化元年五月、幕命によって致仕、謹慎せしめられ、家督を慶篤に譲って後も、彼等との接触は続いた。海防の強化、軍備の充実を説き、「攘夷」を説く斉昭は、そのために必要な西洋諸技術を、蘭学の中から得ようとした。しかし、そこに利用された技術以上に、西洋の知識や学問や思想が国内に流布することは、絶対に排除されねばならなかったのである。

目的がそのようなものであっても、水戸の蘭学は、それなりに蓄積された成果を持っていたし、それは、さらにさかのぼって、寛政年間、立原翠軒の時代に起源を持つものと考えられる。

一方、ここでとりあげている宇和島藩の側からみるとどうであろうか。弘化元年七月十六日、養父宗紀から封を譲られた伊達宗城は、嘉永元年正月、伊東瑞深と変名した高野長英を招き、さらに嘉永六年十月、村田蔵六(大村益次郎)を招いた、「蘭癖大名」である。その目的は、蘭書の翻訳であり、オランダ語に秀れた者として、彼らの活動が期待されていたのである。斉昭と宗城の往復書翰をたどっていくとき、宇和島藩の蘭学すなわち、西洋科学技術とく

に軍備、兵術の充実が、水戸藩に蓄積されたそれに拠るところ大であつたとの推測が、次第に実証されていくと判断するものである。以下、史料は弘化四年の分に入る。関連する内容が多いので、養父宗紀の書翰も（参考書翰）として、引続いて載せることにした。番号は、弘化三年からの通し番号である。

今回までで、総点数は次の通りである。

弘化三年 宗城書翰二〇、斉昭書翰二、宗紀書翰一、その他四

弘化四年 宗城書翰九、斉昭書翰一、宗紀書翰六

なお、以下、嘉永元年分約二〇、同二年分約二〇、同三年分約二五、以下安政五年まで計約五〇が用意されている。

一八、弘化四年二月十九日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛（以下、典拠に*印を附す）

* 水戸彰考館所蔵 『聿修叢書 九上、伊達公往復書簡』所収、但し、宇和島伊達文化保存会所蔵写本による、以下同じ。

『藍山公紀 卷十一』所引、但し、「按ニ、水戸家書類ニ此年ニ掲ク、疑ナキニ非ザルモ暫ク此ニ載ス」との注記あり。

『大日本維新史料 第一編之五』一七五頁、弘化四年四月二十一日条所載。

(1)

昨日者不図貴翰被成下奉盥誦候、如 尊命、追日春暖相促候処、先以 閣下倍御清適被遊御興居候御義、乍憚奉恐賀候、扱又密々珍事之書面奉入貴覽候様御高諭之趣、奉恐承候、先頃如奉申上、草莽之小蟲、 廟廊深秘之儀者不相分、巷説同様之書面一冊並ニ軍艦申出候漢地風説書、不珍候得共、奉入貴覽候、外ニ絵図一枚、大銃縮図三枚、同断奉呈候、尤皆々御一覽相済候儀と奉存候得共、最前申上候義故、差上申候、相済候ハ、御下ケ被成下度奉存候、尚々追々入手仕候ハ、可奉密呈と存含罷在候、且御秘庫中之西洋炮銃必要之書御座候半と奉存候間、何卒内密拜見相願度、フ

ルステケン々々テン^①と申銃書被為在候様竊相伺候、御珍重之儀とハ奉存候得共、兼々渴望仕居候間、不苦儀ニ候ハ、
 四五日拝借奉願度、随意之義申上候條、多々罪々恐縮仕候、先ハ不取敢御請奉申上度、如此御座候、恐々頓首謹言
 仲春十九

二伸、乍恐時下不正、為民社御自玉被為在度奉存候、本文申上候義、御用濟奉希候、已上

宗 城

閣 下
御請

①フルステ…、既出の Versterkings Kunst (「築城塞説」)ではなく、「銃書」とあるが、正式書名未詳。
 内容 一、齊昭より、珍事の書面の閲覽を求められる。

一、漢地風説書(オランダ人による中国情勢報告)、絵図、大砲図等を呈す。
 一、秘蔵の蘭書、とくに「フルステ」の四、五日借用を願う。

(2) 別紙

副啓拝呈仕候、旧臘者委曲之御返翰被成下、難有奉拝閱候、御書中憂国濟時之御卓論、正大剛明実ニ乍恐遠識兼照至
 当之御義、奉感伏候、逐一奉服可申上処、雅盡愚拙之筆端候間、何卒不苦候ハ、尊館へ罷出、尚又 高明之御確論
 奉伺度、尤從僕之者ハ御自砂ニ為控候而宜敷候間、御故障不被為在候ハ、参上仕候様、尊命奉希候、此段奉希度、
 恐々百拜

仲春十九

副啓拝上

内容 一、去年十二月の斉昭書翰（所見なし）の憂国の政論に感服

一九、（参考書翰）弘化四年三月九日 伊達宗紀書翰 徳川斉昭宛

* 『聿修叢書 九上』所収。

『大日本維新史料 第一編之五』一七七頁、弘化四年四月二十一日条所載。

御別紙謹而奉拜見候、内密再奉 尊答候、早々愚息へ御書面之趣拜見為仕可申、難有奉存候、御礼先私ハ申上奉り候、扱又相・安・上海岸①嚴重不虞之御備被立云々ノ義、閣下尊慮ニハ中々此節位之事ニ而御安心共不被思召趣、乍恐至極左様可被 思召、御同意ニ奉存候、愚考仕候処ハ、中々嚴重杯と申様子ニハ承り及不申、只表向計嚴重々々と唱候計之事ニ而、実事ハ甚御手薄ノ方ニハ無之哉、乍恐奉存上候、私杯ハ能々愚ニ而、智慮無之哉、何分ニも安心之不出来御時節ニ而、当時御大事之御時節と奉存候、退隱之身分ニ而も、夫而已心頭ニ懸り申候、御当地ニ而、何レヲ承候ても甚不安心之御時節と申者甚稀ニ而、口上ニハ申者も御座候得共、今日実事ヲ盡し候志ノ者も不承及、何となく怠慢ニ成行、此節ハ余り咄さへも無之様被考申候、扱々致方無之事ニ御座候、浦賀之事②ハ、武事心得候者被差遣、乍恐從 上彼辺ヲ筑前・肥前杯同様、領分ニ誰ゾへ被下置、居城同様ニ成下され、公辺ノ御用等外事ハ被差免、浦賀備一偏ニ被差遣、交代等被相止、土着ニ被 仰付、重々從 上も御世話被為在、彦根・会津・川越③も一偏ニ取懸り、時節ヲ相考、御機嫌窺位ニ時々代り合参府仕、又直ニ彼方へ相詰候様相成候ハ、少ハ嚴重ニも可相成哉

但、本文三家彼辺被下、是迄ノ領地御振替有之候而ハ、難渋可申立間、添地御願ニ被 仰付候而可然歟、此彼成方は色々御良策被成道も可有之候得ハ、此処ニハ相略申候

乍然、一方之將と相成ノ者、軍事ニ不案内ニ而ハ、家来も座上論計ニ可相成間、左様不相成様、実用ヲ從 上も御責

被遊、且又浦賀奉行も軍事ニ志有之者ヲ御引揚被 仰附

(奉行カ)

但、大名居城同用被 仰付候ハ、奉行ニも及間敷候得共、乍然メク且目附役ヲモ相兼、見聞等も 上ニ而御承知

も被遊候為ニハ、奉行ニ而目附相兼被差置候方も可然哉

(録)

録も小身ニ而ハ奉行威儀難立、被相動候位ニハ御手当被成下、無事無怠、晝夜調練而已心ヲ相用候様、乍恐從 上重

々御沙汰御座候得共、追々武威張候様可相成、並ニ船ノ義ハ何分如當時船ニ而ハ難用立、軍用第一ニ可成船御吟味御

座候得者、可然船製作被 仰附度、諸大名へ御免如何候ハ、先 上之御用船ニ被 仰付候ハ、御為にも可相成、差

向愚考仕候、ケ様之事ハ數限りも無之候得共、せめてケ様ニ成共相成候ハ、可然哉、尤台場等ノ仕法ハ夫々此上浦賀

々内にも數ヶ所被 仰付度、上ニ而も乍恐此度小金御符被 仰出候御様子ニも奉窺候処、是等先此御時節被相止、

夫丈之御入費ヲ浦賀方へ御用被遊度、萬々一も如風説京地ハ被 仰進、御昇進等ノ事ハ、此御時代被相延候而成共、

浦賀ノ御用ニ被遊候得ハ、一方ノ御備ニも可相成、尤甚不案内ノ身分、右兩條、御入用多少ノ所も不相弁候得共、中

々御符と申而も一方御入用可有之、別而往古と違、山林も次第ニ荒、猪・鹿も次第ニ拂底ニ相成可申、近辺ニ居申

間敷、遠方ハ逐集候様ノ事ニ可有之候、一方之入用、人力も費不少事ニ可有之哉と奉存候、且又 上ニ而ハ諸大名・

御旗本衆等之文武之精不精御ためし被遊、夫が今日ノ御案ニ御慰と被遊候様相成候ハ、自然と諸大名へも響キ、第

一ハ乍憚 御三家方ハ申ニ不及、時々武事上覽も被 仰付、外様ノ大名ヲ始メ 召出し被為在、其者之芸術等 上覽

有之、其趣ニ寄、御賞罰も被成下度、左様之不時ノ義被成下候得者、一同中ノ油断も仕間敷可然哉と奉存上候、其

餘數々被遊方も可有之、餘り長文恐入候間、相控申候、誠ニ御別懇ニ被成下候義故、極内密ニ差向、一二之愚意仕、

尊命奉言上候、尊慮ニハ如何被 思召候義ニも可被遊御座候哉、不当義ハ何卒御教示被成下度、乍憚奉願上候、ケ

様之義顯然仕候而ハ、死罪之至、極密々申上候、尊覽御一笑奉願上候、恐惶頓首々々、拜上

九日

再伸、昨日内密ニ承知仕候処、肥前辺々大早飛脚到来仕候由ノ所、何ノ義歟委細ハ不承候得共、浦賀奉行出張ハ何頃ニ候哉と申義、浦賀奉行へ内密自肥前方尋合セ御座候様子、極々密ニ昨日承候、此義は世上ニ而内密風聞仕候間、申上候、未タ肥前ニハ不承、自外承知仕候間、内々申上候、決而嘆仏船当所へ罷越候様子、内密自何ぞ申来候事歟と被考候、もとより今年ハ可參と兼々、尊慮ニも被為在候所、多分其通りニ可相成哉と奉存候、夫ニ付而者、近海御備之処、扱々不安心之至ニ奉存上候、是非ケ様之時節ニハ可至事と奉存候、猶御聞及も被為在候ハ、御序ニ伺度、私にも承り次第ニ、猶可申上候、早々已上

別紙御請

尚又申上候、外席ハ如何御座候哉、大廣の方へハ、未タ其後海岸備等ノ御沙汰無之、いつれ出候ハ、早々可申上候、頓首

①相川相模、安川安房、上川上総、すなわち江戸湾入口の警備

②浦賀奉行は、大久保・戸田の二名

大久保因幡守忠豊（弘化元・九・十五―同四・五・十二）

一柳直方（弘化二・三・二十八―同四・二・九）

戸田伊豆守氏栄（弘化四・二・九―安政元・六・四）

浅野中務少輔長祚（弘化四、五、二十七―嘉永五・閏二・十）

③彦根藩（井伊掃部頭直亮）、会津藩（松平肥後守容敬）、川越藩（松平大和守斉典）。米国東印度艦隊司令長官ジームス・ビッドル James Biddle が、軍艦コロンバス号 Columbus 等を率いて、弘化三年閏五月二十七日、浦賀に来航して以来（六月七日退去）、浦賀の警備は急速に強化された。

・弘化三年六月二日、川越藩及び忍藩（松平下総守忠国）に出兵を命ず。

徳川齊昭と伊達宗城(三) 河内

- ・弘化三年八月四日、浦賀奉行大久保・一柳両名、防海の薄弱さにつき意見書を提出。
- ・弘化三年十一月十六日、幕府、川越・忍両藩に浦賀警備補助として、各六〇〇〇両を貸与。
- ・弘化四年二月七日、幕府、浦賀奉行に命じて、川越・忍両藩の警備方式の改革をはかる。
- ・弘化四年二月十五日、幕府、江戸湾沿岸警備の増強を命じ、彦根・川越両藩に相模国、会津・忍両藩に安房・上総の警備にあたらすこととす。

④下総国小金原、東葛飾郡と印旛郡にまたがる幕府の牧場・狩場
内容 一、宗城への斉昭書翰を拜見。

- 一、江戸湾沿岸警備は表向きのみ厳重で、内実は極めて手薄のため、不安なり。
- 一、浦賀辺を誰かの知行地とし、居城を与えて、警備に専念せしむべし。
- 彦根・川越・会津三藩についても、附近に知行地を与える方法を考えるべし。
- 一、浦賀奉行にも、軍事に精通する者をあて、その祿も加増するべし。
- 一、船舶新造と台場築造を行なうべし。
- 一、狩猟等中止し、節儉して、浦賀警備の費用にあてるべし。
- 一、諸大名・旗本衆の文武を奨励すべし。
- 一、肥前国より早飛脚到来との由、英仏船の来航の様子を案ず。

二〇、弘化四年四月二十一日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

*『聿修叢書 九上』所収

『藍山公記 卷十一』所引、「按ニ、極南島トハ琉球、天照トハ阿部伊勢守殿 新芋トハ島津斉彬侯ノ事ヲ云ル、ナラム」
との註記あり。

『大日本維新史料 第一編之五』一七四頁、当日条所載。

御別翰奉拜読候、夫々奉申上候儀、御聞啓被成下、難有奉安心候、右ニ付、夫々再度奉復可申上処、相済候事ハ乍例

文略仕候

一極南島^①一條、今に沙汰も無御座、若や通路を妨候共ニハ無之やと被 思召候旨、如何可有御座や、彼一條ハ種々薩にも意味の取計有之、近頃僕探出し、天照^②へも密話仕置候間、不遠ハ何等ニ被 遊御承知候様にも可相成と奉存候、追々随意之致方ニ相成、商館ハ可取建勢ひと奉存候、新芋にも木曾路にて行会候約に仕置候、晝夜心配、寢食不安ハ此人一人而已にて御座候

一過日、船砲新篇、海上攻守略説之^④二部、御恩借可被成下候やと被仰出候処、何等之義も不奉申上候付、尚又申上候、奉畏候、閑等之至、重々奉恐惶候、鎗と失念仕居候、右ハ両様とも蔵弃仕居候間、左様被 思召度、尊慮之処ハ、重々難有奉存候

一此外奉申上度儀も御座候得共、日々他辺容事等之俗務蝟集、多擾ニ而、何分鈍筆不任心底候間、近々奉申上候半ト奉存候、扱私発足之日次御尋被成下、奉畏候、廿五日曉ニ出立、木曾路通行仕候心得に御座候、任 尊命此段奉申上候、已上

四月廿一日

宗 城

①琉球。弘化元年三月の、仏国軍艦アルクメヌ号 Alcmene 那覇来航以来、琉球への外国船来航は相次いでいる。

・弘化三年四月七日、仏国軍艦サビーヌ号 Sabine 那覇に来航。

・弘化三年四月五日、英国船、那覇に来航、医師ベッテルハイム B. J. Betteheim 上陸し、滞留し、医療と布教にあたり、

嘉永元年以降の退去命令を拒み、嘉永六年四月のペリーの那覇来航後に至る。

・弘化三年五月七日、仏国軍艦、那覇から運天港へ廻る。

・弘化三年五月十三日、仏国印度支那艦隊司令官セーシエCecille、軍艦クレオパトル号 Cleopatre 等を率いて運天港へ来航。

(閏五月二十四日去り、六月七日長崎に来航)

徳川斉昭と伊達宗城(三) 河内

・弘化三年閏五月二十日、鹿兒島藩主島津斉興、琉球の外国艦の状況を幕府に報ず、同二十八日、世子斉彬の帰藩を願ひ、許さる。

・弘化三年七月二十五日、仏国軍艦サビーヌ号、再び那覇に来航。

②天照川老中阿部伊勢守正弘（天保十四・閏九・十一任）

③新卒鹿兒島藩世子島津斉彬（修理大夫、斉興子）。斉興は、弘化三年六月、領国とくに琉球の事態への対処のため、世子斉彬を帰藩させた。六月五日、老中阿部正弘は、斉彬に対して、琉球交易の許可は認められないが、遠隔地故、臨機の処置をとるよう指示した。それについては、宗城が批判的見解を述べている（本誌前号所収、史料一一、十月五日付書翰）。斉興は弘化四年正月に帰藩した。入れ代り、同年五月に斉彬が出府しているが、同年六月二十三日付で、斉彬は徳川斉昭に書状を送り、琉球交易の態度について、弁明している（『島津斉彬文書 上巻』吉川弘文館、七一頁、第二五号文書）

④「船舶新篇」・「海上攻守略説」、ともに蘭書であろうが、原書名未詳。

⑤宗城は、江戸を四月二十五日に出発、五月二十三日に宇和島に到着、帰藩している。（『藍山公伝記 一』）
内容 一、琉球交易問題についての鹿兒島藩の態度を案ず。

一、「船舶新篇」・「海上攻守略説」の二冊の貸出しを申し出られるも、それは所蔵しあり、不要。

一、四月二十五日江戸出立、木曾路（中山道経由）で帰藩の予定。（島津斉彬の出府と、途中で行き合う約束あり、との記事）

二二、弘化四年五月二日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

*『聿修叢書 九上』所収

『藍山公紀 卷十一』所引、「按ニ、此御書、水戸家書類ニ蓋シ弘化四年トナス、然レトモ、五月初旬ハ、公御途中ナリ、若シ御途中ヨリ呈セラルレバ其旨ヲ誤ラルベキト想像セラル、或ハ他ノ年ナラム、然レトモ、之ヲ孰レノ年ト認ルヲ得ザレバ、暫ク此ニ揚ク」との註記あり。

『大日本維新史料 第一編之六』七頁、当日条所載。

御別紙奉盥読候、先頃奉希候尊著^①、一斑抄之儀ニ付、委曲蒙 御密諭、夫々奉謹承候、阿カクより返呈未タ不仕候ハ、何卒別ニ御写被 仰付、拜借奉希度相願候、尤拜閱之末、一切外人へ相咄候儀無之様可仕、奉畏候、機密ニ相心得候間、乍恐 御安慮被為在度奉願候、甚タ随意之儀共奉申上、恐縮仕候、扱又、フルテケン々々テンと申書、拜借奉願候ニ付、種々御吟味被成候処、一切無御座、此度通詞出府仕候間、被遊御尋候処、フルステルキングスキユ^③デと申書ハ有之、皆之事專認御座候由、右之承違ニハ無御座、最前より蘭語ニケン々々テンとはね候ハ不被遊御聞馴処、定而間違候半と、細密 御教諭之趣奉相伺候而ハ、定而私覚違候儀ニ御座候半、唐突之儀奉願、何とも多々罪々奉恐惶候、伏而御高免奉願候、扱右之キングスキユンデハ、閣下御用ニ相成候哉、奉恐入候儀ニ御座候得共、極密奉伺度、外ニ左之蘭書御蔵収被為在候ハ、何分機密ニ御恩借被成下度奉望希候

○レゲメントエキセルントインハンテレイ^④

○アールドレイキムキユンデゼーハールトコープハレデ^⑤

○マノーフルカフアルレリイ^⑥

○ランドアルチルレリイ^⑦

右之書物、処々相尋候得共、何分無御座、最早奉仰 閣下外ハ無御座候、右等之儀奉願度、御請旁、恐々謹言

仲夏二日

① 尊著「一斑抄」||「明訓一斑抄」、弘化二年八月二十日、斉昭より阿部正弘へ献じた。内容は、幕府祖宗家康の言行を記したものである。(『水戸藩史料』別記下、卷二十三)

② 阿闍=老中阿部正弘

③ Vesterking's kunst、本誌前号所載、史料九にみえる、N. Savart 著の「築城寨説」。

- ④ Regiment op de exercieken der Infanterje 「歩兵操練書」か（本誌前号所載、史料一三（一）参照）
- ⑤ Aardrijkskunde Zeevaard Koophandel 「地理・航海書」か、
- ⑥ Manoeuvres der Kavallerie 「騎隊操練書」か（前④同参照）
- ⑦ Land-Artillerie 「陸上砲術書」（同右）
- なお、③ノ⑦については、後掲史料二三を参照
- 内容 一、斉昭より阿部正弘へ贈りし「明訓一既抄」借用筆写のこと。
- 一、借用を願ひ出た「フルステンタタケン」は、「フルステルキングスキュンデ」で、岩築造書のこと。
- 一、その他、蘭書四種の借用願。

二二、（参考書翰）弘化四年六月八日 伊達宗紀書翰、徳川斉昭宛

* 『事修叢書 九上』所収

『大日本維新史料 第一編之六』六九頁、当日条所載。

以別紙奉言上候、毎度松修理大夫へ尊書被成下候処、御請モ及遅々、段々御不審被思召候趣、委細ニ被 仰出奉畏候、其後見聞仕、猶可奉申上旨申上置候所、段々承り繕候処、速ニ御請モ不奉申上候へ、甚以恐入、失敬之至奉存候、其子細へ、修理義も海防之義常々心痛仕、且琉国一條ニおひても甚心痛、防禦筋此上敵ニ仕度内含ニ候得共、一家ノ内ニ而小内異同有之、一和不仕存意も当時難申張、外ニ文通等も甚心痛仕、兎角文通ニ而も仕候得者、嫌疑之処ヲ恐レ、夫故ニ乍存甚失敬之至、恐入候得共、御請モ及延引候趣ニ御座候、全タク幕府内々御沙汰等之事とハ内密不奉存候、薩州も左様内輪不揃、拍子違居候而へ、琉国モ此後愈六ヶ敷ものニ御座候、兼而御内々蒙 尊問候事故、此段内密奉言上候

② 一松前此節之義へ、自愚息奉入 尊聴、御承知も被遊候半、扱々不安様次第ニ相成、歎息之至奉存候、爰ニ驚入候へ、

同人家僕山田三郎と申モノハ、至而質直ナル者ニ而、主人不身持諫争モ致候ものニ御座候所、近来出府申付、此節暇差遣候由ニ御座候、驚入候、如何ノ譯ニ候哉、愚考仕候而ハ、主人弥増随意不身持増長致、佞奸之もの之所為ニハ有之間敷哉、左様之事ニ候得ハ、愈松前之危急ニ可至、可敷事ニ御座候、先ハ内密申上候、扱々不安心ノ事共無限出来、何分此後見通し付兼申候、恐々謹言

六月八日

宗 紀

① 松平修理大夫ニ鹿兒島藩世子島津斉彬

② 松前藩、藩主は松前志摩守昌広（天保十・七・二十一襲封）。北方各地にも外国船の来航はしきりである。例えば

・ 弘化四年四月三日、外国船箱館及びエトロフ島に現われ、松前・南部・弘前各藩より幕府に報知。

・ 弘化四年五月十九日、松前・盛岡両藩、外国船の出現を報ず。

・ 弘化四年六月三日、松前藩、エトロフ島に漂着のアメリカ人を長崎に護送。

③ 養子伊達宗城

内容 一、斉昭より島津斉彬へ文書のこと。

一、琉球交易問題で、鹿兒島藩内部に動揺あり。斉彬も処置に心痛せり。

一、松前藩に内訌あり。藩士山田三郎より、主人の不身持を訴えるなど、北方警備に不安あり。

二三、弘化四年七月二日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『事修叢書 九上』所収

『藍山公記 卷十三』弘化四年十月二日条に所引。何故「十月二日」か未詳。

徳川斉昭と伊達宗城(三) 河内

『藍山公伝記 一』所引、但し、嘉永元年正月五日付伊達宗城書翰、徳川斉昭宛（次号掲載予定）に続けて掲載。

『大日本維新史料 第一編之六』八頁、弘化四年六月二日条所載。

御別紙書奉讀読候、然ハ先頃蘭書拝借之儀奉希候^①、五部共御蔵弄不被為在旨、懇々蒙 尊諭奉知承候、尤右五部共、何々の事認候と申儀相分り候ハ、崎陽へ御注文ニ相成、御取寄之御都合相整候間、兵書とか、銃書とか、医書とか申儀奉言上候様、無用之書、且切支丹の事抔相認候書ニ而ハ、迷惑之御儀、実用ニ相成候ハ、御注文被 仰付候半と、委曲蒙 御教示、奉恐畏候、段々御手数数之奉願、御国本迄御吟味被成下候由、重々恐入難有奉存候、何分御蔵庫に不被為在候ハ、致方無御座、尤右五部の書物、決而切支丹抔之書に無御座、則左之書入之通りの儀書載仕候書と伝承仕候、此中には、高島蔵書ニハ御座候書も有之趣候得共、當時下獄之人、如何とも仕方無御座、可相成儀ニ候ハ、蘭船へ御注文之上、御手に被為入候ハ、御恩借被成下度、無油断僕モ可尋出候ニ相合候得共、千萬無覚束奉存候、御請段々延引仕、重々多罪之程、伏而御仁恕奉願上候、恐惶頓首

蘭書

一 フルステルキングスキユンデ

右、陣学城取等之法書

一 レゲメントエキセルシトインハテレイ

右、銃陣操練之書

一 アールドレイキムキユンデゼーハールトコーフハレデ

右、一世界航海書

一、マノーフルカフアルレリイ

右、騎兵陣法書

一、ランドアルチルレリイ^③

右、陸用砲術全書

以上五部、先頃拝借奉希候書物に御座候、必用之書歟と奉存候、百拝

七月二日

水府明大公閣下

呈侍史

藤原宗城

①蘭書五部拝借願の書状は、書翰二一、六月二日付、宗城書翰

②高島四郎大夫秋帆、天保十四年正月、捕われのまゝ江戸に送られている。彼の「所持蘭書日録」は、本誌前号史料二二(一)。(2)を参照。

③この五書の蘭語名は、前掲書翰二一の③ノ⑦を参照。

内容 一、六月二日借用願の蘭書五冊は、水戸家になし、との斉昭返書。

一、切支丹書でなく、実用書なれば、長崎へ注文せんと、斉昭の指示。

一、この五書は、高島秋帆よりの押収の蔵書中にあれども、その利用は困難なり。

一、長崎にて入手されたら、是非借用したい。

二四、(参考書翰) 弘化四年七月二十六日 伊達宗紀書翰、 徳川斉昭宛

* 『事修叢書 九上』所収

(1)

徳川斉昭と伊達宗城(三)

河内

謹而奉呈愚候、残暑難退御座候処、閣下益御安泰被為在御興居、乍恐奉恭賀候、扱又過日者、神発流土玉拜見被仰付、難有仕合奉存候、右御品今日返上仕候間、乍憚御礼奉申上奉度、奉捧愚礼候、恐々頓首謹言

七月廿六日

二伸、乍恐時下 尊體御保養專要奉願候、恐々頓首

閣下拝呈

藤 宗紀

①齊昭の創始にかゝる砲術の彈藥とその製法、「神発流」及び、伊達宗城がその伝授を希望したことは、本誌前号、書翰八(2)にみえる。

内容 一、神発流砲彈拜見の礼

(2) 別紙

内密別紙拜上

内密以別紙奉申上候、過日ハ 尊翰御別紙御内密蒙仰候義、奉拜承候、神発流土玉製法御伝来被成下、重々難有、早速製し、在所表へ申遣、奉拜謝候、右御礼乍憚申上候、拜見被仰付候御品、則返上仕候、扱又肥前守義も昨日罷越、御対面仕、段々御尋被成下候段申聞候所、重々難有仕合、御礼申出候、且又此度同人相願候一條ニ付、私欲一切無之、御為第一ニ相心得申立候所、宜敷被仰下、宜敷モ申聞候処、誠以仕合難有 尊慮之程奉拜承、実々同人ハ兼而之心得、御為第一ニ存込候故之義と、聊無私心奉願候心得ニ御座候間、乍恐是段も申上候様相願申候、其外被仰出候趣、逐一奉拜承候、私・越前^③・三河^④・阿波^⑤・肥前守引立之義も申聞置候、其内是も当年ハ早々参殿も仕、前三人抔へも寛々対面も仕候得共、此後ハ深々対面も出来兼、何分存候様引立候処も無心元候得共、力一杯ハ相盡候心得ニ御座候、何

レ薦と別懇ニ出会を被仕候上ニ而、追々其心意氣ニ押移候様致度事ニ御座候、乍不及私杯分も追々相咄候様にも可仕相考罷在候、其外同席共一同、何卒有志之もの共出来候様ニハ、折角肥前守共相咄候処、当時一人も無之、其内藤堂杯ハ少々志も相立居候間、兼而相進メ度候、文通等も仕候間、愈引立候様致度、肥前守も申居候、いつれも先怠慢ニ相過候方多、当惑之世の中ニ御座候、私呈書仕候義も、段々被仰出候趣奉相心得、以後何等入 貴覽候ヲ主と仕候而、内密之義は奉言上候様可仕と奉謹承候、昨日、薩の様子も内々肥前守咄候処ニてハ、内々琉国へ警衛向も敵ニ致度存候ものも有之、又中ニハ兎角内密ハ交易ヲ致候方差向共、且家の勝手相成候間、好候ものも有之、内々家臣従もとりくまなくの様と承り候由、けしからぬ事、肥前守杯ハ、先頃も申候通り、以之外不同意之事御座候、此内交易候事ハ、誠ニ至密、薩モ口外ニハ不出候得共、心底ハ有之様子承受、肥前守杯ハ大ニ不同意歎息仕罷在云々之儀、手ニ而ハ愈後年ハ次第くニ神国之威薄可相成、歎息之至奉存候、虚実ハ難分候得共、彦根此度相州備場防禦蒙 仰、陣屋五万兩ニ而建候由、立派ニ出来造し度と様子承りハ、只私共愚考ニハ、陣屋計立派ニ仕候ハ、防禦之品ヲ其入用ヲ以扱度ものと奉存候、陣屋ハ可也ニ仕而、露しのきさへ仕候ハ、可宜、実用之道具ヲ備度事と、竊ニ奉存候、肥前守へも申聞候所、同意ニ申居候、世の中皆左様ニ力ヲ不入して、自領計力ヲ入、肝要之所へハ力入兼、無益之失費多く、歎息計承候而ハ私共ハ独り腹立候様奉存候、一向不承方宜奉存候、只自家之所ヲ力ヲ入候外無之、恐縮計の事ニ御座候、先ハ御請申上奉り度、乍憚拙筆・落字・書損恐入奉存候得共、此段申上奉り候、恐々頓謹言

(斉昭朱書)

「陣屋云々、入道の言所尤也」

七月廿六日

二白、前文ニ認メ落、猶又申上候、肥前守・筑前^⑦両家防禦被 仰付置候処、当時ハ奉行・鎮台ノ差図ヲ受、取次致

徳川斉昭と伊達宗城(三) 河内

候様之事ニ而、古昔小笠原杯蒙^⑧ 仰候節ハ、異船渡来致候節死刑ニ所し、其後ハ日本武威ニ恐れ候哉、渡来不仕、如何肥前守杯心得候哉、相尋候処、至極組 高慮ノ所恐入候、丁度御沙汰之通り御座候得共、当時ハ右様ノ義も古昔トハ違候故、必竟此度杯実ハ武威相立、両家共古昔ニ引直し度心得ニ而、色々心配仕候趣ニ御座候、左も可有之義ト、昨日も申置候、決而肥前守ニおゐてハ取次等仕候様之ものニハ無之段、乍恐申上度旨申聞候、此段も、乍恐申上候間、御承知被成下置度奉存候、餘程肥前守ハ存入厚、何卒一同も追々その厚志アル者共出来候様いたし度事ト奉存候、先ハ此段申上置候、甚失敬之文談恐入奉存候、何とも拙筆難行届奉言上候間、御海量奉願上候、恐々頓首尊覽後、早々御投火奉願上候、已上

① 神発流の銃砲・彈藥の製造については、『水戸藩史料』別記上、卷十五及十六に、「神発流創建記」などが引用されて、くわしい。

② 肥前守 鍋島肥前守斉正（のち閑叟、直正）、佐賀藩主。

③ 越前 松平越前守慶永（のち春嶽）、福井藩主、田安慶頼弟。

④ 三河 松平三河守斉民（のち確堂）、津山藩主、十一代将軍家斉十六男。

⑤ 阿波 蜂須賀阿波斉裕、徳島藩主、同じく家斉二十二男。

⑥ 藤堂和泉守高猷、津藩主。

⑦ 筑前 黒田斉博、筑前（福岡）藩主。佐賀藩とともに、長崎警備にあたっており、この期に至って、その強化を命ぜられている。

⑧ 小笠原信盛、将軍秀忠及び家光に仕えた幕臣、大坂陣の際、相模国走水番を勤むなど、船手役、のち、西国沿岸警備にあたる。

⑨ 寛永十七（一六四〇）年、六月十六日、マカオより五月に長崎へ来航したポルトガル船の乗員七四人のうち、六一人を斬首、医師・子供一三人を追放した一件。前年の「鎖国令」（ポルトガルと断交）に基くもの。その直後の六月二十二日、小笠原ら船手頭六名に、交代で九州・四国の諸港の巡視が命ぜられる。この件については、次の書翰二五（宗城書翰）にも触れら

れている。

内容 一、神発流砲彈製法伝授の礼、併せて在国の宗城よりも礼申述べさす。

一、鍋島斉正の引立てを乞う。

一、藤堂高猷も志有る者なり。

一、鹿兒島藩の琉球交易対策を難す。鍋島も同様に思う。

一、彦根藩の相模国沿岸警備を難す。

一、鍋島・黒田とも、異国船へは強硬な態度を持する筈。

二五、弘化四年九月六日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『聿修叢書 九上』所収

『藍山公記 卷十二』所引

御別紙難有拜見仕候、然ハきく・せう之儀も宜敷御願被為在度由、恐入奉存候、各無異消光仕候間、御安慮被為在度奉存候、其内きく此間中風邪罷在候所、近日にてハ瘧疾と申様相成、折角養生專一仕候様申置候、尤是迄癖にて年々のよふに相惱候由、当節も至而輕症之趣にハ伝承仕候、其内家中ニも疫病流行仕、病勢退散と申様にも不相至、今度之時分加療大切と、其儀ハ時々申遣候事に御座候、乍然何か不行届儀而已にて、氣の毒奉存候、且又無念試合等に参人も可有之処、万一奸ノ計にて右様之者罷越候儀も難計、用心仕候様云々御教戒之趣、奉畏候、追々試合相始候ハ、心得可申置と奉存候、他人出入ハ弊邑嚴禁ニ付、容易ニ奸も手を出し申間敷、且猥りに試合杯ハ不仕心得に御座候、藩士も南海僻地故別而固陋之見識にて、他流と試合ハ諸流一切不仕、追々此俗習ハ相改度と存含罷在申候、右故格別試合杯為致候者も無御座候、其内窪田助太郎門弟相成候者少々有之、右も甚未熟候得共、きくに取立られ候様申付、

徳川斉昭と伊達宗城(三)

河内

折々出会之筈に御座候

一小笠原へ海防被仰付候時へ、寛永十七年五月七日肥前長崎へ南蛮船入津、人数七十六人、此内六十三人御成敗、残り十三人唐船が指戻ニ相成候処、^②黒田・鍋島防禦被仰付候てへ、いつも毛唐人の出迎ニ送をいたし候云々、乍憚御的論と可申、実に両家にてても無用に出崎仕候儀不相好儀と、萬々密話も承り申候儀に御座候間、尚又建白仕候様、私心付にして可申遣と奉存候、唯今之御姿てへ、廟堂御聞啓千萬如何と奉存候、尚又追々申上候半、兩人とも此節へ弥増御手当向御敵重致度由見込之趣、專願居候由、肥前守出府も此一義の為ニ相聞申候、海防之儀へ、海防之役人申出候様被成下候へ、乍不及粉骨可仕義御聞濟御座候様奉希居申候、恐々不備、百拜

晩秋初六

敬白、せうこん等無事に御座候やと、御懇篤之御尋被成下、冥加至極、重々恐入難有仕合奉存候、皆々無事罷在申候、せうこん儀も、過頃参政申付候、何分右様御加筆杯被成下候而へ、実に冥加之程宜敷趣、落涙仕、難有狩り申候、賤名御耳に入候すら恐入候処、於私も望外之至難有奉存候、恐惶不備

①「きく」は水戸藩士菊池為三郎、「せう」はその臣庄兵衛、との『津修叢書』の註記、及び『藍山公伝記』の記事に従う。但し『藍山公記』は「きくせう」を一人の名として「菊池為三郎云」としている。

菊池為三郎は、菊池平八郎重固（文政十年彰考館総裁、号南洲）の孫にあたり、重固の長男平八郎重施の三男である。為三郎は初名で、三左衛門重善と名のる。

安政元年秋まで、他国を遊歴すること多く、安政六年十一月には、安政大獄に連座し、水戸で謹慎を命ぜられている。（「水府系纂 六十八」参照）

『藍山公伝記 一』には、安政以前の菊池の活動について、次のように記している。

「始、烈公ノ罪ヲ得テ、姦党ノ家ニ居リシ者、密ニ其姦計を知ル、正派説テ、志ヲ翻サンメ、他日ノ証トナサントス、

森人之ヲ知り、百方獲テ甘心セントスルヨリ、烈公ヲ憂ヘ、張三公（伊達宗城）ニ託ス、菊池為三郎之ヲ伴ヒ、宇和島ニ潜伏ス、当時吉見左膳、福井藩士多田順之助ナルモノヲ伴ヒ、高島流砲術修行ノ旨願出ツ、多田ハ即菊池ノ変名ナリ、高島流ハ威遠流ニテ、公ノ統轄スル所、常ニ御庭ニ於テ演習アルヨリ、公時々面会ノ便アル為メニシテ、吉見ノ密旨ヲ受テ手統ヲ為センモノナルベシ、公、烈公ノ囑託ニヨリ、弘化ノ末年ヨリ、安政年間ニ至迄、深ク之ヲ保護ス……」

すなわち、斉昭の謹慎処分と、藩内の対立の時期に、伊達宗城に託して、遠く宇和島に逃がした者で、福井藩士多田某と変名して、彼地にあった。吉見左膳らと親しく接した菊池の存在は、後年まで、水戸藩と宇和島藩を結ぶ結節点となる。例えば、「安政大獄」への対抗として、安政五年十一月水戸藩から西国諸藩への連帯の使節が派遣されているが、その一人住谷寅之介（変名加藤於菟之介）の「廻国日記」は、宇和島藩にて頼るべき人物として、菊池の知人という縁故の手づるから、斉藤丈蔵や大野昌三郎らを挙げているのである。（拙稿、史料紹介「住谷寅之介と土佐藩・宇和島藩」『茨城県史研究』38）

② 小笠原信盛と、寛永十七年のポルトガル人斬首一件については、書翰二四、註⑧⑨参照。なお『大猷院殿御実紀卷四十四』（『国史大系、徳川実紀』第三篇）によれば、右註⑨の如く、「乗員七四人中、斬首六二人」である。

③ せうこん川松根図書、宇和島藩家老、前出住谷寅之介「廻国日記」には、「武田（正生、耕雲斎）ノ知人、第一等ノ人才」と記されている。

- 内容 一、菊・庄の消息、きく（菊池為三郎）は病中なり。
一、他国人・他流との試合に用心されたしとの忠告を受け入れる。
一、寛永鎖国当初の厳格な方針に比し、鍋島・黒田両家の異国船警備には不安あり。
一、松根図書への留意を謝す。

二六、（参考書翰）弘化四年九月二十三日 伊達宗紀書翰、徳川斉昭宛

* 『事修叢書 九上』所収

御別紙奉讀読候、委曲御細書之趣、奉拝承畏候、此度朝鮮之事ニ附蒙 尊問候趣、不行届愚意御請左ニ奉申上候如 尊命、古昔 神君以御仁惠御所置被遊奉感服、聘使差越義ニ而、又近年來対州ニ而聘使被為受候、御吟味御評訣

徳川斉昭と伊達宗城(三) 河内

可相成候処、於彼国ハ、元来関東迄罷越候義相望候得共、関東迄罷越候而、一方上下共失費も不少、又対州ニ而如
 近年來聘使被為受候義も御六ヶ敷、不被得止、於浪華聘使御取扱ニ相成候事かと乍恐奉考上候、対州ニ而彼鮮夷聘使
 不相好義ニ御座候得者、是迄之処ハ被相改候而、以来対州ニ而聘使御取扱出来兼候事ニ御座候得ハ、被相止御断被切
 可然、元来鮮夷浪華へ参り候事、本意ニも有之間敷、如 尊命朝鮮モ英仏同様ニ相成候程モ難計、浪華迄も入込、地
 理をも弁別致候様も相成、往々弥増不被相好道理ニ御座候、所詮愚考ニハ、対州ニ而聘使御取扱難出来候得ハ、御断
 切ニ相成候方第一と乍恐奉愚考、兼而奉存上居候事ニ御座候、ア闍へ 尊慮之趣も被仰遣候処、越以来ノ御評訣、当
 阿闍ニハ、如 尊慮御為不可然とハ奉存候得共、前輩職相次居候事、如何とハ乍存致方無之と申、存寄之趣、扱々奉
 伺恐入候義、宗紀杯可申上筋共不奉存候得とも、如何にも姑息誠忠薄く存寄と奉存候、縦令前老職ニ相決し候共、往
 々御為不可然ト心附候上ハ、改メ、再御評訣モ有之、天下始終御安心ノ場へ成上奉り候てそ、老職之本意かと、乍
 不肖奉存上候事ニ御座候、其国ニ居テ大夫ヲソシラスと申候得者、宗紀杯可申上義とハ不奉存、出位候之罪逃レス、
 恐入候事ニ御座候得共、奉蒙 御尋候義故、愚考ハ如右ニ奉存候事ニ御座候

一過日ハ 七郎鷹様一橋御相統被為蒙 仰、恐悦之至、乍憚奉存候、委細 尊慮之趣奉謹承候、御膝元ニ而今暫く御
 教示被為在候ハ、往々無此上義と奉存候、サツマイモ之御慰等、從脇成上候義者、扱々無思慮義、恐入候事ニ奉
 存候、思召通り不相成而ハ残念之至ニ奉存候、乍去不案内宗紀杯奉相考候而ハ不外成候義、且 御三家・御三卿
 御方ハ、度々御対面も度々御出来可被成間、時々御対面ニ而御教示も被為在候ハ、大ニ御為ニも相成候半敷と、乍
 憚奉存候、何卒御教示も被為遊候ハ、追々御案し被遊候程も有之間敷かと、誠不案内之処ニ而ハ奉存上候事ニ御
 座候、右之趣、夫々御尋も被為在候義、乍恐不顧失敬ケ條書之如くニ而奉言上候義と、当今之有様返すくも皇
 国永久御武威盛ニ愛度、御繁栄之御仕法被為在度奉願上候事ニ御座候、此節ハ極密承知仕候得ハ、英將軍、船ヲシ

ヨウキセンニ引せ、唐土辺測量致し、当国へも罷越候由、然処、唐土ニ少々出入之事有之候所、先是モ相片付候ハ、最早時候ヲクレ候間、来夏ハ可參見聞御座 趣之処、崎陽鎮台にハ極秘シ可申事之由、如何致候事哉、萬々一実ニ見聞御座候事ニ候得ハ、速ニ閣老へハ可相達、又閣老内密ニ御承知候得ハ、中ノ高枕ニ可居義ニも不奉存、実ニ海岸御手当ハ勿論、無事前ニ少も早一同大名へも御沙汰も内密ニ被成下心得と致度事と奉存上候事ニ乍恐奉存候、肥前守へも相咄候所、天文台などニ而、内々申事も有之哉ニ相咄候得共、右體大秘シ候事故、外へハ申候も如何と相黙候外無之、扱々六ヶ敷世の中ニ相成候義と、只々恐縮仕の御座候、右之段、極密申上候間、甚大略失敬之義も不少所、大量御用捨奉願候、御覽後ハ早々御火中、乍恐奉願候、恐惶頓首、謹言

九月廿三日

二伸、悴義も不遠 尊書被成下候趣、難有仕合奉存候、御礼先申上候、已上

三曰、海路ノ凶御返却被成下、難有慥ニ落手仕候、此段奉拜謝候、已上

① 弘化四年八月十五日、幕府、朝鮮信使応接を大坂で行なうことに變更し、かつてそれを安政三年まで延期す。

② 越前ノ老中水野越前守忠邦（天保十四・閏九・十三免、弘化元・六・二十一―同二・二十三再任）

③ 七郎麿ノ齊昭七男、昭致、天保八（一八五七）・九・二十九生。弘化四年七月二十六日、一橋家主徳川昌丸死（当年五月七日一橋慶寿死により、尾張家より、前藩主徳川齊莊二男松平昌丸が養嗣に入ったばかりであった）によつて、八月十五日水戸発で出府、同二十五日の内命の後、九月一日、一橋家を相続。十二月一日に元服、従三位刑部卿、慶喜と名のる。

④ サツマイモノ薩摩、島津斉彬。この年三十九才。父斉興は健在で藩主の地位にあり、しかもその愛妾おゆらの子の異母弟久光の存在がある。かかる薩摩の内情に触れたものか。

⑤ 英船来航の事実は、この前後には無いが、八月には、浦賀に、英国蒸気船来航の風説が流れて、緊張していた。内容 一、対馬における朝鮮信使応接を浪華（大坂）にて行うのは好ましくならず、対馬で応接不能ならば断交すべし。

一、七郎磨（慶喜）の一橋家相続を祝すも、膝元で今しばらく養育されれば無上ならん。

一、鹿兒島藩の島津斉彬の立場に同情

一、外国船の来航あれば、秘密にせず、すみやかに幕府に通報するべきなり。

一、悴宗城との文通にも謝意

二七、弘化四年十月六日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『事修叢書 九上』所収

『藍山公記 卷十三』所収

密敬拝呈仕候、兩人共無異潜居仕候間、乍憚御放念被為在度奉存候、剣法も家僕相手に折々相催候様子、先便奉申上^②候、所勞多分平愈仕候、一寸安否奉申上度、如此御座候、謹言

十月六日

敬白、腰兵糧入ハ如何之製作可然や、尊躰是迄御備被置候品ハ如何様之御品候や奉伺度奉存候

宗城

① 兩人ハ字和島滞在中の菊池（為三郎）・庄の二名

② 書翰二五（九月六日付）参照。

内容 一、菊池の病も平愈せり。

一、腰兵糧入の造りについて質問

二八、月日未詳（弘化四年冬か） 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『事修叢書 九上』所収

『藍山公記 卷十三』弘化四年十月六日条に、前号文書に続けて所引、但し「按ニ、左ノ御書モ、水戸家書類ノ中ニ在リテ、年月日詳ナラス、其事件ハ本年ノ事ナルヲ以テ、茲ニ附ス」との註記あり。

先便以別紙、忠義諸士之安否、並ケツ一統奸計之次第奉伺候得者、密々細々御書入御委曲当今之光景御教示被成下、詳審如見、重疊難有仕合、御手痛中尚更奉恐怖候、実に可悪可恐奉存候、如何様致候とも、最早不遠族誅に逢候時節可至と奉存候、残念無止存候而ハ弥 公之大度奉感伏候、乍恐最早右御書入之御請ハ、別段不奉申上候

一先達而御沙汰被為在候弊邑凶並に拝借蘭書写濟候分、可入電覽旨申上置候所、未タ不奉差上候ニ付、今便尚又被仰下、段々遅延仕、重々恐入候仕合奉存候、弊邑凶ハ甚麓略、且不遜之書付中文字も御座候而奉恐入候得共、私手元に差置候凶之儘差上奉り候條、御仁恕奉願候、蘭書二冊差上申候、此書ハ劍付筒折法、並、歩卒陣立を記し候様承り居候申候、実に写候者未熟にて、誤字落文杯御座候程も難計、此段御有恕奉願候、両様共相濟候ハ、被相下度奉希候、何卒翻訳出来候者を手に入度と、夜白心懸居候儀御座候、当年も舶来軍書杯御手に被為入候哉奉伺度候、何も草々枢要奉申上候、頓首百拜

宗 城

- ① 忠義藩士ハ水戸藩より宇和島へ預けられた菊池為三郎らのこと。(書翰二五及び二七参照)
 - ② ケツ一統ハ結城寅寿派。弘化元年五月斉昭退隱・謹慎処分以来激化している、水戸藩内の対立。
 - ③ 「劍付筒折法」・「歩兵陣立」、蘭文原書名未詳。
- 内容 一、菊池らの安否問合せ、水戸結城一派の動向の報知状を謝す。

一、依頼の領国図を呈す。

一、「劍付筒折法」等蘭書写本二冊を呈上。

一、優秀な蘭書翻訳者を得たし。

徳川斉昭と伊達宗城(三) 河内

二九、(参考書翰) 弘化四年十一月十三日 伊達宗紀書翰、徳川斉昭宛

* 『車修叢書 九上』所収

『藍山公記 卷十三』所引

御別紙奉謹読候、過日遠江守^①ノ弊邑之疎品奉獻候所、段々御丁寧蒙 尊命、難有仕合奉拜謝候、早速在所へも可申遣、先従私御礼申上奉り候、扱又朝鮮国之義モ、所々より風説御承知被為在候由、閣下御推察ニハ、鮮国之事ニハ有之間敷、琉国ヲ謀候為ニ彼海岸へ屯イタシ候義と被 思召候旨、私如何相考候哉、蒙 貴愈奉謹承仕候、私愚考、別段ニハ無之候得共、如 尊命含ニテ、カノ鮮国へ一先相屯し候事敷モ難計、何レニ致候而も含筋有之義ニハ相違有之間敷、琉国ノ事其後内密ニ承候義も此節無之、密々見聞仕候所、一向便り無之故、其後之事難相分由、如何致もの歟、何ニ致候而も、自薩ハ遠路之事、便利能船も無之、自英仏ハ自在ニ能船ニ乗、通路仕候間、中々日本ノ人数等遣候内ニハ彼方へ取られ可申、且又只今の様子ニ而ハ、薩ノ父子ノ間も近来別而六ヶ敷、不和之様子、臣下も不和ニ相聞候得者、存候様ニ敵令一和不仕候間、内々之不和ニ而ハ別之敵制行届申間敷、其内ニハ英仏之内琉国ヲ取、琉人も彼方へ属候様可相成と奉考候、とても只今のかゝりニても残念千萬、英仏之属国ニ可相成と密々愚考仕候、一家ノ内右様父子不和ニ而ハ、中々外国ノ事迄ハ六ヶしく可有之、氣の毒至奉存候、扱又大坂城へ鮮人来聘、甚失策と被思召候由、此義ハ実ニ乍恐御同様ニ奉存候、極而鮮人英仏ノルイモ相混シ罷越可申、愈以日本之地理其外見透シ可申、甚以恐入候事ながら、幕も不宜候義、只今何共被成方も有之間敷哉候得共、右等ノ事閣老ニ而為国家ニ御座候間、如何様ニも先応御改革有之度、実ニ不安寐之事御不為之至ニ御座候、十ヶ年も経候内ニハ、弥以鮮国も英之属と可相成、甚以不安事難筆紙盡 尊慮も御安心決無之趣奉伺、御同様此義ハ甚如何と奉恐入候計ニ御座候、肥前守ニハ段々崎陽台場之義も申立如願相済可申様子、甚難有り居申候、近海之御世話、何

卒此上御座候様、只今私杯所詮不及力事ニ而、且不入事ながら、肥前守とも常々歎息咄仕候計ニ御座候、餘りく不入安心ニて、不入事ながら心痛仕候計ニ御座候、彦根御見聞之趣奉拝承候、扱々歎息仕候、とても当時ノ有様愚將と相見へ申候、不足論事扱々恐入候事計ニ御座候、則チ別紙奉返上候、拝見難有奉存候、落字等之義も外ニ私義未手ニ入不申故、此儘奉返上候、御礼奉申上候、此後何等承候ハ、又可奉言上、此節一向承候事も無之、先ハ御請奉申上度、奉捧愚翰候、恐々頓首謹上

十一月十三日

別紙拝呈

① 遠江守 伊達遠江守宗城

② 弘化三年四月、琉球那朝に來航し、上陸、滯留している英人医師ベツテルハイムのこと。(書翰二〇、註①参照)

③ 薩摩藩主島津斉興と、世子斉彬(修理大夫)のこと。

④ その後の、英・仏兩國との琉球交易問題(書翰二〇、註①以後について。)

・ 弘化三年十二月二十二日、琉球中山王が清国政府に対して、外国人の退去、交易拒否の周施を依頼したのに対し、鹿児島藩は、その動きを指止める。(清国派遣特使は出発し、弘化四年五月二十二日に帰着)

・ しかしその間、中山王国に、外国(英・仏)との交易開始の動きあり、一方滯留英人医師ベツテルハイムの活動が続く。

⑤ 朝鮮人大坂応接(弘化四・八・十五)に變更については、徳川斉昭も、直ちに(八月十六日)阿部正弘に書翰を送り、反対の意見を述べている。(「新伊勢物語」三)

⑥ 弘化四年四月など、井伊直亮は、相模の警備警備地の巡視・検分をおこなっており、この十一月十五日から二十三日までも、巡検を実施している。ここでは、先に直亮から提出された報告書を、斉昭から宗城に供覧せしめたものであろう。

内容 一、朝鮮についても、種々の風説あれども、問題は琉球にあり。しかし別段案すべき事ではなからうが、鹿児島よりの報

告は乏し。

- 一、しかも薩摩は内部不和にて、対外問題の処置に不安あり。
- 一、朝鮮応接大坂へ変更の件は不安なり。
- 一、肥前守（鍋島齊正）の長崎砲台強化の進行を喜ぶ。
- 一、彦根（井伊直亮）のその後の相州沿岸検分や、警備の体制の状況を聞き、不安なり。

三〇、弘化四年十二月五日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『事修叢書 九上』所収

『藍山公記 卷十三』所引

別紙謹呈仕候、嚴寒中御座候所、乍憚 閣下被為揃、益御安康御興居可被為在候半と奉大賀候、乍寒中御手痛被為替候儀不被遊御座候哉、御加療專一奉存候、扱又バク^①近日之御都合如何被為在候や、弥御晴天之御吉兆而已と遙賀無量奉存候、戸田始も^②緩免之御沙汰に可相成と相楽居申候、扱此辺為在共至至而^③壯健潜居仕候間、乍憚 御擲念奉願候、為も先便奉申上候高島流望ニ付、甚未熟者而已にて耻入候得とも、家僕弁別仕候丈ハ追々話合候、都合漸々此頃相整小銃手前^④相始候筈に御座候、其内小藩故教度試放も仕兼、格別修業にも相成間敷、其処ハ気毒千萬、何卒帰府迄ニハ得意に相成候様仕度被相含罷在申候、先内密此段奉申上候、恐惶謹言

十二月五日

内密拝呈御直披

① 弘化四年九月二十二日、老中阿部正弘（バク＝幕）は、水戸藩附家老中山信守への尋問の結果、結城貞寿の罪状を明らかにし、

戸田忠敏・藤田彪らの赦免を論ず。続いて同年十月二十四日、水戸藩は、寅寿を隠居・慎、家禄半減に処し、戸田・藤田には、遠慮を命ずるも、その家禄を復旧した。（『水戸藩史料』別記下、巻二十六）

② 戸田銀次郎忠敏（蓮軒）、弘化元年の斉昭致任、謹慎処分をめぐる藩内内紛で、弘化二年二月二十一日、藤田彪（東湖）とともに、江戸小梅別邸に幽閉された。

③ 宇和島にある水戸藩士菊池為三郎（書翰二五、及び二七参照）

④ 高島流、長崎高島秋帆の砲術であるが、宇和島では、先代宗紀代より、「威遠流」と統括される武術があり、菊池もそれを用いていたといわれている。（『愛媛先哲偉人叢書 伊達宗城』一一〇頁）

内容 一、阿部老中の糾問による水戸藩内紛の処分、戸田・藤田ら斉昭派の雪免を喜ぶ。
一、菊池為三郎は砲術を修業しつつあり。

三二、弘化四年十二月 徳川斉昭薬法、伊達宗城宛

* 宇和島伊達文化保存会蔵、伊達家文書、『御重書目録「乙」の「御書翰類」』状

（斜包紙）
「封①」

別紙薬法

秘方

鶴血丸

梗米 山藥 各六 當歸 酒浸 生地 黃生 姜浸 午膝 去芦 酒浸 人參 去芦 蒲黃 炒 沈香 各四 甘草 去麩皮 二分
錢 洗淨 汁浸 汁浸 酒浸 炒 錢 各四 二分
右細末、以鶴血煉、為丸、葛粉為衣

徳川斉昭と伊達宗城(三) 河内

丁未季冬日

齊（花押）

伊達遠州殿

註、山薬、さんやく、やまのいもの粉末

当帰、とうき、やまぜり

地黄、じおう、さおひめの根茎

午膝、ごしつ、いのこずちの根

人参、にんじん、朝鮮人参

蒲黄、ほおう、がまの花粉

沈香、じんこう、沈水香香料

甘草、かんぞう

内容 一、斉昭の薬、鶴血丸の伝授。この薬については、次の嘉永元年の、宗城からの書状に何度もみえるが、その意味については未詳。

以上で、弘化四（一八四七）年分を終り、次回は、嘉永元年（弘化五年二月二十八日改元）分に入る。以上。